

石木ダム事業関連工事差止仮処分申立の申立人に！

水源連事務局・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会事務局

1. 石木ダム中止を実現するための3訴訟

石木ダム反対運動は、「世論を盛り上げて、起業者に石木ダム事業を断念させる」を目指しています。水源連としても先の総会で、石木ダム問題への支援の強化を確認したところです。

起業者・長崎県と佐世保市は「石木ダムの必要性を原点に返って論議しよう」という地権者と支援者からの呼びかけを「必要性は事業認定で認められている」として拒否し、13世帯追出しの手続きに邁進しています。13世帯の住民の方々が主張するように石木ダムが不要であることは明らかです。

石木ダム建設絶対反対同盟と石木ダム対策弁護団は、石木ダム建設を阻止するために3つの法廷闘争の場を持つことにしています。

- ① 地権者が主体で行う、事業認定取消し訴訟（2015年11月30日提訴済み）と執行停止申立。
- ② 「石木ダム事業の強行は私たち自身の危機」であるとして全国レベルで工事差止仮処分申立。
- ③ 長崎県と佐世保市に対して、石木ダム事業に公金を支出しないことを求める住民監査請求→住民訴訟。

今回は全国の皆様に、② 工事差止仮処分の申立人になられるよう、お願いいたします。

2. 工事差止仮処分申立人になってください。

石木ダム事業がもたらす4つの負の遺産、

- 無駄な事業による人権・財産権侵害
- 無駄な事業による環境破壊
- 無駄な事業への税金支出・水道事業費支出（補助事業なので国税も使われています）
- 本来優先されるべき事業の停滞

を拒否することを一人一人が明確に示す手段として、多くの皆様が「申立人」になられることを呼びかけます。長崎地方裁判所佐世保支部への申立を2016年2月2日に予定している関係で、第一次締切りは2016年1月15日とします。「あとで申立人の追加」も可能です。

「申立人」になっていただく方には最終ページの委任状を切り離して必要事項を記入し、印の二箇所捺印して下記連絡先に郵送して頂くと共に、誠に恐縮ですが、同封の払込取扱票をご利用になって分担金1万円を下記口座にお送りください。委任状には必ず二箇所への捺印をお願いいたします。払込取扱票通信欄には記載されている必要事項をご記入ください。今後の連絡のため、メールアドレスもしくはFAX番号もご記入くださるよう、お願いします。支援なら、という方は同封の払込取扱票をご利用ください。

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会宛に送付いただいた分担金・支援金と委任状はすべてとりまとめて、石木ダム対策弁護団に送付いたします。

なお、本会を通さずに石木ダム対策弁護団に直接申し込まれる場合は、次ページ掲載の弁護団からの「御連絡」に従って、委任状と分担金1万円を送付されるようお願いいたします。

次ページからは、石木ダム弁護団からの呼びかけと、弁護団に代理人を依頼する委任状です。

連絡先：石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会

〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町6-2-28

電話・FAX 045-877-4970

メール mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

石木ダムのことについて詳しくは、水源連ホームページの下記URLをご覧ください。

<http://suigenren.jp/damlist/dammap/ishikidam/>

御 連 絡

石木ダム対策弁護団団長
弁護士 馬 奈 木 昭 雄

拝 啓

皆様の日々の石木ダム建設反対運動に対して心より敬意と感謝の意を表します

さて、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、石木ダム対策弁護団の方針として、本年11月30日に石木ダムの事業認定取消訴訟（これから、「取消訴訟」といいます）を長崎地方裁判所本庁に提訴しました。

ところで、法律上、取消訴訟を提起し、また、執行停止申立をするためには、事業認定に対して審査請求をしている人でなければならないなどの制限があります。

そして、私たちは、より多くの皆様に裁判の当事者として加わって頂くために、取消訴訟とは別に石木ダム事業によって人格権を侵害されたと主張する方々がだれでも申立人となることのできる「工事差止仮処分申立」（これから、「仮処分申立」といいます）を長崎地方裁判所佐世保支部に対して起こすこととしました。

皆様、是非、仮処分の申立人になってください。取消訴訟・執行停止申立の原告と重複しても問題ありません。

私たち弁護団の方針としては、1人でも多くの皆様に申立人になっていただき、石木ダムに反対して実際に裁判を起こした人が多数に上っているという客観的事実を裁判所に訴えかけると共に、報道を通じて世論に訴えかけ、勝利に向けて裁判所内外で大きなうねりを起こしたいと考えています。

もともと、取消訴訟をするにしても、仮処分申立をするにしても実費としての費用がかかります。具体的には申立時点において裁判所に収める印紙代・切手代などの実費が中心となります。

そこで、

- ① 仮処分申立に向けて、仮処分申立の申立人となる皆様には、最低1万円のご負担をお願いすることとなりました。
- ② なお、仮処分とは別に取消訴訟の原告となられた方にも最低1万円のご負担をお願いすることとなっておりますので、両方ともに当事者となる方には最低2万円のご負担をお願いしています。
- ③ 取消訴訟の原告となることができない、もしくは原告は希望されないにもかかわらず、既に支援する会の口座に送金された方の中で、仮処分の申立人になって良いとお考えの方、については、その1万円を仮処分の申立人としての負担金として取り扱うこととしました。
- ④ なお、これから弁護団に直接送金される皆様は、弁護団名義の下記口座に入金下さるようお願い申し上げます。

記

福岡銀行 黒崎支店

普通 2893015

いしき だ む たいさく べんご だんかいけい べん ごしひらやまひろひさ
石木ダム対策弁護団 会計 弁護士 平山 博久

費用を入金された皆様は仮処分の申立人となることができますので別紙の委任状にご署名・ご捺印（ご捺印頂く箇所は、委任状の最上部と氏名欄の横の2カ所ありますのでご注意ください。）頂き、下記住所まで委任状を送って下さい。なおその際、皆様が関係している団体等で取りまとめをして頂いた上で、当職宛に郵送頂いても良いですし、皆様それぞれが個別に郵送していただいても結構です。

記

〒806-0021

北九州市八幡西区黒崎3丁目1番7号
アースコート黒崎駅前 BLDG. 4階
黒崎合同法律事務所
石木ダム弁護団弁護士平山博久
TEL 093-642-2868

さいごに、より多くの皆様の仮処分申立の当事者である申立人としての参加を強くお願いして、弁護団からの法廷闘争に向けた決意のお手紙とさせていただきます。

以 上

委任状

平成 年 月 日

住所

委任者

印

私は、次の各弁護士らを代理人と定め、下記事件に関する各事項を委任します。

弁護士	馬 奈 木 昭 雄	(福岡県弁護士会所属)
		福岡県久留米市東町1-20 大和ビル2階
同	板 井 優	(熊本県弁護士会所属)
		熊本県熊本市中央区京町2-12-43 岡村ビル2F
同	高 橋 謙 一	(福岡県弁護士会所属)
		福岡県久留米市東町25-3 ブラザービル3階
同	平 山 博 久	(福岡県弁護士会所属)
		福岡県北九州市八幡西区黒崎3-1-7 アースコート黒崎駅前 BLDG. 4階

及び後記目録記載の各弁護士

第1 事 件

- 1 債務者 長崎県・佐世保市
- 2 裁判所 長崎地方裁判所佐世保支部
- 3 事 件 工事差止仮処分申立事件

第2 委任事項

- 1 上記事件の訴訟行為、申立の取下げ、和解、控訴・上告・上告受理の申立て、抗告・特別抗告及びそれらの取下、反訴の提起、弁済金の受領、保管金納入及び受領
- 2 その他上記事件に関する一切の事項及び復代理人の選任及び解任

(別紙)

弁護士	魚住昭三	(長崎県弁護士会所属)	長崎市万才町6-11 三井ビル4階
同	緒方剛	(福岡県弁護士会所属)	福岡県北九州市小倉北区田町14-28 ロイヤールビル6階
同	毛利倫	(福岡県弁護士会所属)	福岡県福岡市中央区大名2-10-29 福岡ようきビル2階
同	田籠亮博	(福岡県弁護士会所属)	福岡県北九州市小倉北区金田2-6-4 リーガルタワー2階
同	八木大和	(福岡県弁護士会所属)	福岡県福岡市中央区大名2-10-29 福岡ようきビル2階
同	鍋島典子	(福岡県弁護士会所属)	福岡県久留米市東町1-20 大和ビル2階
同	中川拓	(長崎県弁護士会所属)	長崎県諫早市小船越町617番地11

以上

